

平成25年10月 9日  
国土交通省九州地方整備局  
鹿児島国道事務所

## 【記者発表資料】 1 / 2

解禁日指定 平成25年10月15日11:30以降

## 特殊車両指導取締りを実施します。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両は、舗装や橋梁の老朽化の原因となるばかりでなく、重大な事故を招くおそれもあることから、道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省鹿児島国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

また、10月は鹿児島県の過積載防止月間であり、鹿児島運輸支局及び各関係機関が協力し過積載が原因による事故や道路の損傷を未然に防ぐため街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

今回、平成25年10月15日（火）に合同で特殊車両指導取締りを実施する予定です。

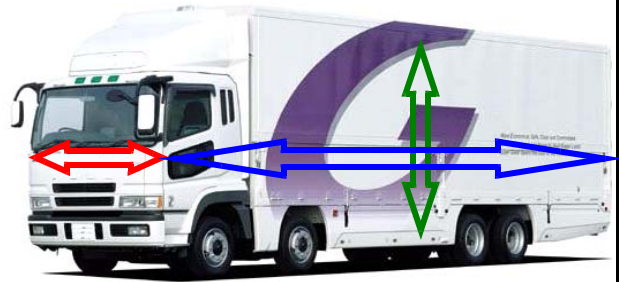
**実施日時：平成25年10月15日（火）**

**9時30分～11時30分**

**実施場所：鹿児島市小山田町 国道3号**

実施機関：鹿児島国道事務所、鹿児島運輸支局  
鹿児島西警察署、鹿児島県等  
(鹿児島県過積載防止対策連絡会議)

実施内容：検量基地に引き込みを行い、車両諸元の計測・許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。



※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ

幅 2.5 m、長さ 12.0 m、高さ 3.8 m、総重量 20 t など

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所  
管理第一課長 渡辺 繁城（内線431）  
TEL（099）216-3111（代表）

【位置図】

